

議第 2 2 号

高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

土地改良法の改正に伴い改正しようとする。

高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

高山市土地改良事業分担金徴収条例（昭和56年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる事業（以下「土地改良事業」という。）の費用にあてるため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び<u>第96条の4</u>において準用する同法第36条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、<u>法第113条の2第2項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の額は、当該事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる事業（以下「土地改良事業」という。）の費用にあてるため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び<u>第96条の4第1項</u>において準用する同法第36条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、<u>法第113条の3第2項及び第3項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の額は、当該事業</p>

につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割りふつて得られる額（農地の農地以外への転用が行われる場合において、当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割りふつて得られる額（農地の農地以外への転用が行われる場合において、当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。